

電波監理審議会（第1123回）議事要旨

1 日時

令和5年12月20日（水）15:00～15:59

2 場所

総務省会議室（10階1001会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山碓 良志（大臣官房審議官）、
金澤 直樹（総務課長）、後白 一樹（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、
渋谷 闘志彦（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、
中川 拓哉（重要無線室長）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 報告事項	
① 周波数再編アクションプラン（令和5年度版）	1
② 令和6年度電波の利用状況調査（第2号調査：各種無線システムの調査・ 公共業務用無線局の調査）	10
③ 有効利用評価部会の活動状況	20
(3) 諮問事項	
放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可（基幹放送局提供 子会社の保有等） （諮問第37号）	22
(4) 閉 会	28

開 会

○笹瀬会長 それでは、よろしくお願いいたします。ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項1件と報告事項3件となっております。

それでは、まず最初に、総合通信基盤局の職員の方に入室いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局）

(1) 周波数再編アクションプラン（令和5年度版）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

報告事項「周波数再編アクションプラン（令和5年度版）」につきまして、中村電波政策課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○中村電波政策課長 電波政策課長でございます。それでは、報告事項1件目、「周波数再編アクションプラン（令和5年度版）」につきまして、御説明をさせていただきます。恐縮ですが、座らせていただきます。

このアクションプランにつきましては、9月の電波監理審議会でドラフトを御報告させていただいた上で意見募集を行いました。その結果も踏まえながら御説明をさせていただきます。資料の作りでございますが、9月に御報告させていただいた資料をベースに項目ごとに意見募集の結果、それに対する考え方

をお示しさせていただいております。

また、概要資料の最後のページ、具体的には30ページ目と31ページ目でございますが、ここに本文の変更内容について、まとめて一覧として記載をさせていただきます。また、9月の御報告資料から変更があるスライドにつきましては、右肩部分に「修正あり」と赤字で記載をさせていただくとともに、具体的な修正箇所には赤の下線を引かせていただいております。

それでは、表紙をめくりまして、2ページ目でございます。令和5年度版のアクションプランにつきましては、9月23日から11月2日まで41日間、パブリックコメントの募集を行いました。その結果、法人・団体78者、それから個人11者、計89者から意見提出をいただいたところでございます。以降のページで具体的な意見ですとか、それに対する考え方について、ポイントを絞って御説明をさせていただければと思います。

ちょっと飛んで恐縮でございますが、6ページ目を御覧いただければと思います。全体像、重点的取組の一覧でございます。9月に御報告したものから一部修正をさせていただきます。例えば左側2番目のところでございますが、無線LANの関係、それから、左側4番目、V2Xのところでございますが、「更なる」という言葉ですとか、「を目途に」といったような言葉を追加させていただきます。これは本文の記載に合わせたということで修正をさせていただいているものでございます。

また、右側でございますが、6番目、公共安全モバイルシステムとなっております。これまで公共安全LTE、PS-LTEと呼んでございましたが、LTEだけでなく、5Gも含めて今後の技術の進展にも使えるように名称変更をすることとしたものでございます。

それから、またちょっと飛んで恐縮でございますが、11ページ目を御覧いただければと思います。5Gの普及に向けた周波数確保ということで、特に6

GHzを超える帯域についての御意見をまとめてございます。26GHz帯ですとか40GHz帯の5Gへの周波数割当てに当たりましては、具体的なニーズですとか、携帯電話事業者によります現在の28GHz帯の活用状況を勘案しながら検討を進めることについて、賛同をいただいたところでございます。

また、一方で、例えばこのページの真ん中ぐらい、NTTドコモの2点目、後段の御意見ですとか、あるいはその下、KDDIの御意見にありますように、この割当て時期につきましては、令和8年度以降も視野に入れたといったようなコメントも頂戴しているところでございます。こういったコメントにつきましては、今後の取組の参考にさせていただくというところでございます。

14ページ目を御覧いただければと思います。無線LAN、Wi-Fiの高度化の関係でございますが、周波数拡張等につきましては、賛同意見を多数いただいております。また、6.5GHz帯への帯域拡張に当たりましては、特に既存システムへの十分な配慮ですとか、丁寧な検討を求める御意見、それから、携帯電話事業者からは7GHz、具体的には7025MHzから7125MHz、これを5Gへ割り当てることも検討すべきではないかといったような御意見も頂戴してございます。

先週まで国際会議、世界無線通信会議、WRCというのが開催されてございましたが、そこの中におきまして、この7GHz帯の帯域につきましては、例えば欧州地域等のリージョン1ですとか、日本を含めたリージョン3でIMT特定するということが決定されたところでございます。こういった結果も踏まえながら、既存システムの運用にも配慮しながら、この割当てについて丁寧に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

16ページ目を御覧いただければと思います。ドローンによる上空利用ということでございます。9月の御報告資料の中では5.3GHz帯、あるいは6.5GHz帯といったところも検討対象ということで赤枠で囲ってございました

が、本文のほうではこういった5.3GHz帯とか6.5GHz帯というのは、実は検討対象に含んでおりませんで、本文の中では5.2GHz帯、5.6GHz帯、6GHz帯を対象としてございまして、本文と概要版とで整合が取れていなかったというところがございますので、そこは修正させていただいたところでございます。大変失礼いたしました。

それから、17ページ目でございます。このドローンの上空利用についてでございますが、賛同意見を多数いただいたことに加えまして、携帯電話ですとか、放送事業用といった既存システムへの配慮を求めるような御意見、あるいは、5.6GHz帯のWi-Fiにつきましましては、レーダー波を検知したような場合にDFS、ダイナミック・フリークエンシー・セレクションによりまして、停波する可能性があるということで、ドローンの飛行ですとか、安全のための通信としては使用しないように求める御意見といったようなものも頂戴してございますので、こういった御意見も参考にさせていただく予定でございます。

また、18ページ目でございます。V2Xの検討推進についてでございますが、御意見も踏まえまして、この箱の中、2ポツ目のところでございますが、「実証実験等が早期に可能となる環境整備」といったような文言も追加をさせていただいてございまして、詳細はまた次のページで御説明いたします。

また、この18ページ目、図の中で、9月にはV2Xのところは括弧してC-V2X、セルラーV2Xと記載してございましたが、セルラー方式なのかどうなのかといったようなことについては、技術中立性という観点で、現時点では「V2X」ということだけの記述へと修正をさせていただいてございます。

19ページ目、V2Xの関係でございますが、先ほどちょっと申し上げましたように、クアルコムジャパンから、実証実験等に使うことが可能な場所の確保が重要であるということで具体的な修正提案をいただいております。こういったような御意見ですとか、あるいは今年度の政府の補正予算におきまして、

V2Xの環境整備に必要な予算が約200億円認められたといったような背景がございます。こういったようなことも踏まえまして、先ほどのページで御覧いただいたような、「環境整備」といったような文言も今般追加をさせていただいているところでございます。

それから、その次、20ページ目を御覧いただければと思います。NTNの関係でございます。特に非静止衛星と携帯電話端末との直接通信につきましては、我が国からの提案などもございまして、次回、4年後の世界無線通信会議、WRC-27の議題ということで、ダイレクト通信の関係が認められたということでございます。こうしたWRCの結果との整合性といったような観点で、本文のほうを「WRC-23の決議を踏まえ」といったような文言を少し追加させていただいているところでございます。

それから、21ページ目でございます。HAPSの関係、高高度プラットフォームの関係につきましては、賛同の御意見、それから、既存システムとの共用検討に関する御意見ですとか、あるいは、災害時の対策をスムーズに行うためのスキームの検討といったような御意見も頂戴しているところでございます。

それから、24ページ目を御覧いただければと思います。冒頭で御説明をさせていただきましたが、公共安全LTE、PS-LTEとこれまで呼称していたものにつきましては、「公共安全モバイルシステム」という形で名称を変更ということで、それを反映させていただいているところでございます。

それから、30ページ目、31ページ目のところでございます。全体の修正項目一覧ということでございますが、この中で申し上げますと、例えば1点目でございます。本年の11月から検討を開始いたしましたデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会というものがスタートしてございますので、そういった内容を時点更新ということで追記させていただいております。

また、2点目でございますが、本年10月にプラチナバンドと言われており

まず700MHz帯におきまして、新たに開設計画を認定したということがございますので、こちらもやはり時点更新ということで記載を追加させていただいているといったところでございます。

すいません、大変駆け足で恐縮でございますが、皆様からのパブリックコメントの中身も踏まえまして、今年度版の周波数再編アクションプランにつきましては、これを最終稿という形にさせていただければと考えてございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○笹瀬会長 中村課長、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

では、私から最初に1点お聞きいたします。ページは14ページ、一番下のところで、6.5GHzへの周波数拡張のところですけども、WRC-23で7025から7125に割当ても検討すべきということで、これに関しては前向きに検討するという対応でよろしいでしょうか。多分、今使っている周波数帯もあるだろうし、それから、6425のほうが先に決まっているので、こっちを優先して検討するということがよろしいでしょうか。

○中村電波政策課長 まずは、6425MHzから7125MHzのところですが、前の13ページ目を御覧いただければと思いますが、赤枠で囲ってございます6425MHzから7125MHzのところは、まず基本的には、Wi-Fiにつきまして、屋外利用も含めて帯域拡張ができないかどうかといったようなことを諸外国の状況なども踏まえながら、まず検討する必要があるかと思っております。

加えて、7025MHzから7125MHzのところ、5G候補と書かせていただいておりますが、国際的には、地域や国によってIMTバンドとして特定可能という話があったので、国内でもこういったWi-Fiと5G

で共用できるのかどうかといったような検討が必要かと思っておりますので、この部分につきましては、そういった技術的な可能性を含めて検討を進めていく必要があるかと考えてございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 私からは特にございません。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

では、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 大丈夫です。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からもございません。

○笹瀬会長 林委員、いかがでしょうか。

○林委員 よろしければ1点。20ページで、アクションプラン自体については特に異論はないですけれども、御参考までに教えていただきたいことがございまして、いわゆるNTNについてですが、非静止衛星コンステレーションについて、現在、日本でサービスを行っているSpace X社のStarlinkの通信速度は、公称最大220Mbpsとなっているようですが、KDDIは、光ファイバの敷設が困難な場所で、バックホール回線にStarlinkを活用した基地局を設置している例があり、山間部などで光ファイバの代替として利用している例もございしますが、5G導入開設指針において「5G高度特定基地局」のバックホール回線には10Gbps程度以上を求めており、現状では、当該基地局のバックホールの光ファイバを代替することは難しいと考えますが、そのような理解でよろしかったでしょうか。また、今後についても技術革新が非常に激しいところですので、今後の見通しも含めて御教示いただければと思います。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。先生おっしゃるとおり、現状といたしましては、スターリンクなんかのスピードは100Mbpsですとか200Mbpsといったようなところだと聞いてございます。そういった意味では、いわゆる5Gのバックホール回線としては、まだまだ容量としては不十分かと思っております。

一方で、これまで光ファイバーが全く引けなかったような地域をはじめといたしまして、大分そのカバレッジが広がると。この前も御紹介させていただいたかと思いますが、特に住宅地以外で道路ですとか、非居住地域においても今後はカバー率を広げていこうといったような大きな政策目的からしますと、やはり十分使える手段の一つにはなっていくんだろうと思っております。そういった意味で、まずは細くてもいいからつながってほしいといったような地域、山の上とかも含めて、そういったようなところをはじめといたしまして、NTNのような手段は、我々としても推進していく必要があるかと思っております。

それに加えて、ダイレクト通信、こういった低軌道周回衛星と現在のスマホ等のダイレクト通信みたいなものにつきましても、テキストベースぐらいであればつながることができるといったような技術進展も見られているというのが世界的な状況かと思っておりますので、そういったダイレクト通信についての可能性みたいなことも含めて、少し幅広く検討していく必要があるかと思っております。

すいません、若干不十分な答えかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

○林委員 了解しました。どうもありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 私からも1点。今出ましたNTN、確かに容量的には大したことは在りませんが、ダイレクトなので、遅延に対してセンシティブなものがあった場合、例えば制御信号とかいう場合に関しては、地上を使ってルーターを複数経由するよりは、衛星でワンホップ下り回線となるため速くなるということも、学会では活用用途として有効だとの議論も出ています。

ですから、ニーズは何が出てくるか。特に遠隔地に対して何かすぐ制御しなければいけないようなニーズがあった場合に関しては、逆にこういう低軌道衛星のほうが良い可能性もあるということで、リアルタイムとは言えませんが、ハードリアルタイムというんですか、ある時間までに必ず制御しなければいけないようなネットワークがあった場合に、こういう低軌道衛星が使える可能性もあると。

もちろん低軌道衛星は動いていますから、今度は低軌道衛星同士の通信も低遅延で高速に行うことが重要となり、このような研究を始めている方が随分いらっしゃるので、低軌道衛星が当たり前になる時代が来るときに、当然、低軌道衛星をいっぱい打ち上げている事業者は、採算が取れるようなニーズは考えているわけで、高速、大容量だけでない、新たなニーズが出てくると想定されます。

高速というのは、要するにホップしないということが高速化の基本手段なので、ダイレクト通信というのは1つキーワードになるかもしれません。5年、10年先のニーズがどうなるか予想は難しいかもしれませんが。

○中村電波政策課長 はい。分かりました。

○笹瀬会長 ほか、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、これで報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 令和6年度電波の利用状況調査(第2号調査:各種無線システムの調査・公共業務用無線局の調査)

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項の2つ目ということで、「令和6年度電波の利用状況調査(第2号調査:各種無線システムの調査・公共業務用無線局の調査)」につきまして、これも中村電波政策課長から御説明をよろしくお願ひします。

○中村電波政策課長 それでは、報告事項の2点目、令和6年度電波の利用状況調査についてでございます。

まず、御説明の大きな流れでございますが、令和4年度、昨年度の電波の利用状況調査の評価結果の中で幾つかコメントを頂戴してございます。特に大きく4つほど課題を頂戴したかと思っております。こうした課題につきまして、まず、令和6年度の調査においてどのように対応、工夫していくのかということを検討させていただきましたので、それにつきまして、御紹介をさせていただいた上で、改めまして、令和6年度の電波の利用状況調査の基本的な方針ということを御紹介させていただければと思います。

4ページ目が今申し上げました大きな4つの課題ということで、①-1、①-2、②-1、②-2ということで列挙させていただいております。それぞれにつきまして、5ページ目以降で、対応、工夫点といったようなことにつきまして、少し御紹介をさせていただきます。

5ページ目でございます。まず、1つ目の課題といたしまして、特に150MHz帯の災害対策用の無線システムにつきまして、年間の送信日数という調査結果の中で、送信実績がありませんという答えが一定数見受けられたということでございます。実際には、試験電波を発射しているようなシステムが存在したということも分かってきてございますので、年間を通じた送信実績を適切

に把握することが必要という御指摘を頂戴してございます。

そこで、これへの対応ということでございまして、6ページ目を御覧いただければと思います。この課題に対しましては、設問の中に電波の発射には「動作確認、訓練、試験電波の発射等を含める」といった注意書きを明記するとともに、例えば7ページにおきましても、「年間の発射実績がない」という回答をしたような方たちにその理由を聞くような設問を追加するということで、認識のずれがないようにしていきたいと思っております。この7ページ目の質問の中でも、年間の発射実績の中には、この動作確認、訓練といったことが含まれるけれども、年間の発射実績がないような場合の理由というのは、どういったことでしょうかといったような設問にさせていただくところでございます。

それから、8ページ目を御覧いただければと思います。2つ目の大きな課題でございますが、特に150MHz帯の災害対策用の無線システム等につきまして、他の電気通信手段に「代替できない」という回答が多く見受けられたところでございますが、その理由が、一体、費用的な面なのか、あるいは技術的な、システム的な観点なのか、そういったようなことをきちんと明らかにする必要があります。それから、代替可能な場合の選択肢の優先順位、プライオリティもきちんと確認することが重要といったような御指摘を頂戴してございます。

そこで、9ページ目でございます。これまで特に代替できないというシステムにつきましては、その理由を自由記述していただけてきたところでございますが、今般、詳細な理由をきちんと把握、分析できるように、この9ページ目の右の図にございますが、経済的な理由なのか、その中でも特に導入コスト、イニシャルの問題なのか、ランニングコストの問題なのか、あるいは、代替先のシステムに関する技術的な理由なのかといったことに関する網羅的な選択肢をきちんと準備させていただくことで、その理由についてきちんと把握することができるようになるのではないかと考えているところでございます。

それから、10ページ目でございます。こちらにつきましても、優先順位、「代替可能なシステムがある」と回答していただいた中でも、特に代替する可能性が最も高い代替先の回答を求めるような設問を新設したいと考えてございます。これによりまして、優先順位、プライオリティーに関する傾向も把握できるようにしたいと考えているところでございます。

11ページ目でございます。大きな3つ目の課題ということでございまして、特に60MHzの市町村防災行政同報無線につきまして、「デジタルの導入予定がない」といった回答が、一定数あったということでございますが、デジタル化に当たっての課題は、一体何がネックになっているのかといったようなことを明らかにする必要があるという御指摘を頂戴してございます。

これにつきましては、12ページ目でございますが、先ほど9ページ目と同様にデジタル方式の導入予定がない理由につきまして、きちんとカテゴリー分けした上で網羅的に選択肢を準備するというところでございまして、先ほどのように経済的な理由なのか、技術的な理由なのか、技術的な場合も仕様や目的が適さない、あるいは機能とか性能が適さないといったようなこと、通信距離の問題といったようなことをきちんと詳細に把握できるように設問の形式にさせていただくのがよいかと考えておるところでございます。

それから最後、4つ目の課題でございます。13ページ目でございます。アナログ方式の都道府県防災行政無線、150MHzですとか400MHzを使ったシステムにつきまして、周波数再編アクションプランの中では、260MHz帯を使ったデジタル方式の導入が示されているというところでございます。他方で、実際の調査結果を見ても、150MHzとか400MHzといったアナログ方式のシステムの減少分に対応したこの260MHzシステムの局数の増加が見られないといったようなことなので、実際の移行先は我々が想定しているシステムとは異なる可能性があるのではないのかということで、こ

のような実態をきちんと把握する必要があるのではないかといった御指摘をいただきました。

そこで、14ページ目でございます。まず、全ての調査票調査の対象システムにつきまして、今後3年間で他のシステムから移行、代替を予定しているようなシステムの移行元、代替元を確認するような設問というものを今回追加、新設をしたいと考えておるところでございます。

また、既に行った最近のシステムの廃止とか移行についての実態把握を行うために、過去利用していたシステムを廃止した場合にどういったシステムに移行したのか、また、その理由は何だったのかといったようなことを別途任意の調査という形で実施して、状況を把握したいと考えておるところでございます。

以上が、昨年度の調査の結果を踏まえた来年度の工夫点でございますが、改めて6年度の調査方針（案）につきまして、16ページ目以降で御説明をさせていただきます。16ページ目、電波の利用状況調査につきましては、例年どおり携帯電話関係とそれ以外のものに分けて調査を行うこと、さらに公共業務用の無線局は毎年行うということでございます。携帯電話以外のものにつきましても、714MHzの上か下かで分けまして、2年に一度のサイクルでこの調査を行うということでございまして、令和6年度、来年度につきましては、令和4年度と同じく714MHz以下の周波数帯でこの調査を実施させていただく予定でございます。

17ページ目でございます。調査対象の無線局といたしましては、来年の4月1日時点で実際に開設をしている無線局ということでございまして、局数としてはおおむね400万局、それから、免許人の数としては150万近くの方々がいらっしゃるということでございますが、調査方法といたしましては、総務省の無線局の管理ファイル、データベースでございますPARTNERを使ったPARTNER調査、免許人の方々にお送りいたします調査票の調査、それ

から、重点的に調査すべきシステムについては、一番右、電波の発射状況調査といったようなことを来年度行っていく予定でございます。

18ページ目でございますが、スケジュール感でございます。例年どおり本日の電波監理審議会にて御報告をさせていただいた後、来年の4月1日を基準日とさせていただいて、夏までにはこの調査票を回収して、集計結果の作成というところを行いまして、令和7年3月に改めまして電波監理審議会にて御報告をさせていただく予定でございます。その後、令和6年度の調査結果に対してまた評価をいただくという流れになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひできればと思ひます。

20ページ目でございます。来年度の重点調査対象システム（案）でございます。先ほども御紹介をさせていただきましたが、特に都道府県の防災行政無線につきましては、幾つか昨年度の調査の中でも課題点といったようなことをお示しいただいたところでございますが、移行先として想定してございます260MHz帯のデジタルシステム、それから、移行元として想定してございます150MHz帯、400MHz帯のアナログ方式、この両方のシステムにつきまして、特徴ですとか現状等をきちんと詳細に把握する必要があると考えてございます。このため、両方のシステムにつきまして、基本的には無線局単位ということで調査票調査を行うとともに、発射状況調査も行いまして、特に電波の到達距離ですとか、カバーエリアといったようなことをシミュレーションなども使いながら測定いたしまして、移行先、移行元それぞれのシステムの運用面、機能面、性能面での差異、課題といったようなことを把握して、改めてこの検証を行っていきたいと考えておるところでございます。

御説明といたしましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問よろしいでしょうか。御

意見いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。1点だけ質問させていただきます。

14ページ目ですが、電波の利用状況調査の参考として、別途任意の調査を実施する予定とあるんですが、この任意の意味を教えてくださいたいと思います。つまり、回答を任意にすることをおっしゃっているのか、あるいは調査者に調査するか否かを、裁量に委ねることなのかという点です。

もう一点、過去まさに、どのシステムに移行したのかというところの理由が分かりたくてということで意見が出てきたと理解しておるんですが、過去何年ぐらい遡っての調査を御検討されているのかという点について、お聞きできればと思っております。

○中村電波政策課長 ありがとうございます。まず、任意の調査と申し上げましたが、この電波の利用状況につきましては、法令上、現在の免許人の方々に対して行う調査ということが原則でございます。ここでは、例えばもう既にシステムを廃止してしまった、無線局を廃局してしまったという方たちについては、本来であれば対象ではないですが、そういった方たちも含めて、どういった理由で廃止されて、どのシステムに移られたのかといったようなことをやはり我々としても把握したいということで任意の調査とここではさせていただいているところでございます。

それから、遡る年数ですが、これは3年ぐらいを一応今のところ想定しているといったところでございます。

○矢嶋委員 分かりました。では、今回の調査の枠組みとは別枠で調査をされることだという理解でよろしいですか。

○中村電波政策課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○大久保代理 1点だけ。多少、私の興味ある分野ということになります。質問項目は具体的で分かりやすく、今後の行政での対応というところで非常に有益なデータだと思います。対象となる無線局数が400万局以上ということですが、本件調査のいわゆる回収率は、免許人なので100%と考えてよろしいでしょうか。それとも免許人ですから、例えばこういう調査に無回答であったり、督促しても回答がない場合は、何か別途で対応を取られるのでしょうか？

○中村電波政策課長 回収率といたしましては、実態としてはほぼ100%に近いような形で、すいません、正確な数字は持ち合わせてございませんが、99とかぐらいは恐らくいっているだろうという見込みでございます。

それで、おっしゃるとおり、ごく一部まだ回答をいただけていないようなところがございまして、そういったようなところには適宜督促等もさせていただくようなこともございますが、なかなか100%全部というわけにはいかないのが正直なところではございます。

○大久保代理 分かりました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

私から1点。11ページと12ページですけれども、11ページで約18%の方が導入予定なしということで、その下に書いてある図表の2-3-42を見ると、デジタル導入がない理由ということで、18%の人に対して意見を聞いているという理解でよろしいですね。これは選択肢でどれか1つだけ選んでいて、合計100%になっているという理解でよろしいでしょうか。

○中村電波政策課長 はい。おっしゃるとおりです。これは、回答としてはどれか1つというふうに指定したのかな、基本的には皆さんそういう趣旨でお答えをいただいているので、こういったような回答になったかと思っております。

○笹瀬会長 なるほど。そうすると、まだ使っているけど、廃止予定の人に対して、廃止予定の理由を聞いていますが、例えば廃止をする代わりにほかのシステムに移るとか、あるいは光ファイバーを使うという場合に関しては、要するに質問に対する回答が独立した1つとは限らないですよ。それは私、考え方が間違っていますか。

○中村電波政策課長 すいません、そういった意味では、先ほどの御説明を訂正させてください。この設問につきましては、複数選択も可という形で答えを求めているところでございまして、これは厳密には足すと100をちょっと超えるだろうと思います。

○笹瀬会長 なるほど。そうすると、12ページを見ると、今の質問に関して、廃止予定のためというのがよく分からないという御説明で、右のほうに調査イメージを変えられているんですけども、廃止予定のためというところ以外の2番、3番、4番が全てその他の理由に入っているんで、その他がかなり増えてしまうような気がするんですけど、前のページでもその他はまだ三十何%あるわけですよ。

そういうことで、さらに細かく見ているような気もしますが、何かその他にいっぱい出てきて、その他の中で分かれるかもしれませんが、これはそれでよろしいですか。最大3つだからいっぱい出てきても構わないという。質問が間違っていますか。

つまり、11ページに入っているその他というのと、それから、それ以外の有線とか廃止予定も別の枠にしていたのが、次の12ページのR6の調査イメージを見ると全部その他に入っているんですけど、それでよろしいという理解でよろしいですか。

○伊藤課長補佐 電波政策課の伊藤でございます。電波政策課長の補助者として御説明いたします。これまで選択肢としてそのほかの部分、さらに多い回

答などを見ながら選択肢を増やしまして、今、19あると思いますけれども、それぞれごとに数字をピックアップして見せていくということを考えております。

○笹瀬会長 なるほど。そうすると、例えば11ページの下側にある表で見ると、その他というのは左側の選んだものに入っていないものがその他ですよ。

○伊藤課長補佐 はい。さようです。

○笹瀬会長 それが次の12ページだとどこに入っちゃうんでしょうか。その他が40%あって。

○伊藤課長補佐 その他のその他が19番にございまして、そこにこの選択肢にないものは入ってきて、具体的な理由を書きいただくと考えています。

○笹瀬会長 なるほど。そうすると今の理由で言うと、細かく分けても前のページにある約34%のものは相変わらずその他に残るような感じになる。具体的に理由を書きいただくことになるんですけど、34%は結構大きいですよ。3分の1ですよ。

○伊藤課長補佐 申し訳ございません。これまでは、R4の設問の調査は12ページにございますように、1から8までになかったものがその他ですけども、その他にあったであろうものが令和6年度では、見ていただいたとおり選択肢として新しい選択肢が、例えば4、5、6、7、8、9あたりに特に現れてきまして、そこに入っていきますので、令和6年のその他は今よりも数字は格段に減るものだと思っております。

○笹瀬会長 分かりました。結構です。

ほかに何か御質問ございますか。林先生、いかがでしょうか。

○林委員 結構な調査だと思います。よろしく願いいたします。

○長田委員 ちょっといいですか。

○笹瀬会長 はい。

○長田委員 初歩的で恐縮ですが、この廃止というのはもう同報無線自体をやらないという意味ですよ。もうしないということですね。分かりました。

○中村電波政策課長 少なくとも現在使っている同報無線の局、機器のほうは廃止をして、別の手段にするのかどうかといったようなところでございますが、現在使っている機器のほうはもう廃止をするということです。

○長田委員 機器を廃止。

○中村電波政策課長 はい。

○笹瀬会長 単純に考えると、廃止して、あらかじめほかのシステムを運用していて要らなくなるから捨てるというのが多分筋だと思うので、全く新しいものになるから捨てるというのはかなり無謀な考え方だと思います。そういうのは結構多いんでしょうか。ここに書いてあるのは、移る予定があるというのは明らかにこれから移ろうとして考えているわけで、この廃止というのは極端に言うとはほかのシステムをもう代用していて、このシステムはあってもなくても関係ないから捨てるという理解でよろしいでしょうか。

○中村電波政策課長 恐らく、何らかのシステムを2つ走らせていたんだけど、もうこっちは期限が来たのでということは、この中で一定数あるんだろうなと思ってございます。

○笹瀬会長 長田先生、よろしいですか。

○長田委員 12ページの廃止のところの前の13番が、移行とか代替済みとかいうのがそういう意味なのかなと思ったものですから、廃止というのはもう同報無線自体をしませんという意味なのかなと思ったので、そうじゃないんですね。この13と14には大きな違いがあるということなんですね。

○中村電波政策課長 先生の御指摘のとおり、もう本当に完全にそこが終わってしまうのか、ほかのものに代替、移行をするのかというところが、これまで我々もはっきり分からなかった部分が正直ございますので、その辺を少し明確

にしたいなという趣旨も含めてございます。

○笹瀬会長 これは多分、先ほど矢嶋先生がおっしゃったように、やめたところに関してはそれほど多くはないと思われまので、やめたところに関しては何でやめたのと聞くのはいいかもしれませんね。対象数が、あまり多くないのであれば、数年に遡って聞いていただくといいかもしれないという気がします。

○中村電波政策課長 分かりました。

○笹瀬会長 ほかによろしいでしょうか。よろしいですか。

○長田委員 はい。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、報告事項に関してはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○中村電波政策課長 ありがとうございました。

報告事項（有効利用評価部会）

有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長 それでは、次に、有効利用評価部会の報告に入ります。

それでは、報告事項「有効利用評価部会の活動状況」に関しまして、林部会長から御説明をよろしく申し上げます。

○林委員 承知しました。それでは、お手元の報告3の資料を御覧ください。有効利用評価部会の活動状況について御報告申し上げます。

前回の電波監理審議会の開催以降、部会につきましては、第22回から第24回まで計3回開催しているところでございます。第22回会合ではNTTドコモ株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社の

3社、第23回会合ではKDDI、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社の3社に対しまして、事業者ヒアリングを実施いたしました。

ヒアリングにおきましては、笹瀬会長をはじめ、特別委員の先生方から多角的な視点から多くの御質問をいただきまして、大変活発な御議論をいただいたところでございます。事業者の方々には追加の質問などにも真摯にお答えいただいたところでもございます。

第24回会合ではヒアリングを踏まえまして、主な概要を(1)から(3)に記載してございますけれども、(2)の定量評価、それから、(3)の定性評価案の議論を行いました。

また、(1)につきましては、令和4年度の検討課題として総務省に対し、課題抽出等を要請しておりました人口カバレッジの判定方法につきまして、総務省から御報告をいただいたところですので、各社の非公表情報を含むということですので、詳細な御報告はここでは差し控えさせていただきますけれども、総務省に対しまして、引き続き諸外国の事例等の深掘り調査を要請しておりまして、電波利用の実態を適正かつ公平に評価するために、部会において継続的に議論していくことになっております。

最後に、今後の当面の予定といたしまして、携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価の取りまとめに係る議論を予定しております。

部会からの報告は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に関しまして、何か御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私も参加していましたが、林先生、どうもありがとうございました。非常に活発で時間がオーバーするぐらい、委員の方は非常に活発で、矢継ぎ早に質

問があつて、かなりキャリアのほうも苦勞されていましたが、それに追加の質問に対してもちゃんと文書で答えていただきまして、非常に実りあるヒアリングだったと思います。昨年は初めてで、今年2年目で、事務局もかなりノウハウを蓄積されたのかなということで非常によかったと思います。どうもありがとうございました。

○林委員 ありがとうございます。引き続きどうかよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この報告事項に関しましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局に関する議事を終了としますので、職員の方は御退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

○笹瀬会長 それでは、次に、情報流通行政局の議事に入りますので、事務局の方、入室いただくようお願いしてください。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可 (基幹放送局提供子会社の保有等)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第37号「放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可 (基幹放送局提供子会社の保有等)」につきまして、後白放送政策課企画官から御説明をよろしく願いいたします。

○後白放送政策課企画官 資料に基づきまして、ただいま御紹介あずかりました放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可申請について、御説明いたします。

資料の右肩1ページ目を御覧ください。1、諮問の概要でございます。本年5月に成立いたしました放送法及び電波法の一部を改正する法律によりまして、日本放送協会(NHK)に関する放送法の規定が改正されたことに伴いまして、NHKから所要の整備を行うため、放送法第18条第2項の規定に基づきまして、11月21日に協会の定款の変更の認可申請があったところでございます。

次に、2の施行期日でございます。改正法の施行の日から施行するとしてございます。

3、審査の結果でございます。NHKからの申請内容につきまして、総務省において審査しました結果、改正法の施行後の放送法の規定に適合していると認められたため、申請のとおり認可することが適当であると認められると考えておりまして、この点につきまして、諮問をさせていただくものでございます。

2ページ目を御覧ください。放送法改正法の概要でございます。今回、関係する項目は一番上の赤枠囲みの部分、中継局の共同利用についての部分になります。現状全ての地上テレビ局が、ソフト、つまり放送番組を制作、送出するというところとともに、ハード、つまり親局、中継局を自ら構築し、保有、運用、維持管理をしているところでございますけれども、中継局の更新を控えまして、費用対効果の低い中継局の全てを個社単位で保有し続けることには限界が来ております。

そこで、改正の概要といたしまして、将来的な経営形態の合理化も見据えまして、NHKと民放の連携も想定しながら、現在の地上テレビ局が、中継局の保有、運用、維持管理を担うハード事業者の利用を可能とすることとともに、NHKが自らの設備だけではなく、子会社のハード会社の設備を用いることを

可能とするものでございます。

3 ページ目でございますけれども、こちらは御参考でございます。現状の放送局ネットワークと共同利用の範囲のイメージ、そして下の部分でございますけれども、NHKにおける現在のネットワークの維持費用を掲載してございます。その維持費用ですけれども、2 つ棒グラフが並んでおりますけれども、上が世帯カバー率でございます、中継局の部分、18%の世帯をカバーするということですが、下の年間維持経費を御覧いただくと、全体の50%弱がかかっているという現状が読み取れるかと思えます。

4 ページ目と5 ページ目につきましては、改正規定の具体的な適用関係について記載しているものですので、説明は割愛させていただきます。

資料6 ページ目から定款の変更案を記載してございます。右側が現行の規定、左側が変更案となっております。まず、第4条でございますけれども、NHKが行う国内基幹放送に用いられる設備につきまして、中継局の共同利用が可能となるよう、共同利用会社の中継局を用いることができるということを追加する案となっております。

次に、第5条ですけれども、NHKが出資できる対象に共同利用会社を追加してございます。

続きまして、7 ページ目の下の部分、第52条でございます。こちらはNHKの国内基幹放送の業務といたしまして、共同利用会社をNHKが子会社として保有すること等ができるようにするという規定でございます。

その他、全て条ずれの手当てなど形式的な変更でございます。

内容は以上でございます。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○矢嶋委員 1点だけいいですか。

○笹瀬会長 矢嶋先生、お願いします。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。定款変更の認可については特段異存ないんですけれども、具体的な運用というところで現状把握されていることにつき、差し支えない範囲で見込みについてお伺いします。共同利用会社については、具体的な立ち上げというのは既に着手されているのであろうと思いますが、民放との連携について、今何か懸念されている課題はあるのでしょうか。あるいは、話としては順調に進んでいるのでしょうか。

○後白放送政策課企画官 こちらの共同利用につきましては、ちょうど今月、間もなく協議会という形で民放との話し合いが行われる予定となっております。各種いろいろな課題は実際には出てくるだろうと思います。

そもそも共同利用会社の目的は、インフラに係るコストの低減というところにありますので、民放、NHKがお互い共通して、どのようなレベル感を目指すのか、その辺がまさに課題、今後の話し合いということになってくるかと思えます。

○矢嶋委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

私から1点。今お話があったように、これはNHKの子会社ということですが、NHKの定款の認可の話ですけれども、これは民間の放送業者だけで、こういう共同運用しているハードウェアはもう既にあるのでしょうか。

○後白放送政策課企画官 放送法改正法は、まさに共同利用会社を中継局の免許人として位置づけることができるということを制度的に手当するものですが、現状、免許人とは別に、保守・管理で一部共同して行っているという事例はあると聞いております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

○大久保代理 1点だけ。御説明ありがとうございました。本件は、経営の効率化という観点から大変適切なものであり、進めていくべきものだと考えます。遡って、もともとの立法趣旨において、共有化して乱立といった事態を防ぎたかったために、それぞれが自ら構築すべきということになったとの理解でよろしいでしょうか。おそらくは、これから新しく参入してこようという事業者は多くはないとは思いますが、自ら構築すべきという条件をもともと付した理由というのは何か特別な背景があったかどうか、という点のみ確認させて頂きたく。

○後白放送政策課企画官 条件というよりは、歴史的な経緯によるものかと思えますけれども、国内で基幹放送としてしっかりと提供していくという点を考えたときに、やはり自らの責任において放送を行うために、しっかりとした設備を構築するという考えで、自ら行われてきたということではないかと思えます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

林先生、いかがでしょうか。

○林委員 取りまとめ、どうもお疲れさまでございます。私も1点確認させていただきたいのですが、資料でいいますと、5ページの(2)のところ、いわゆるハード事業者の対象エリアとして、「業務の効率化を図る必要性が特に高い地域において」となっているかと思えますけれども、これはデジタル時代の放送制度の在り方に関する検討会で取りまとめが昨年出たところでは、たしかハード事業者の対象エリアというのは、ハード事業者の持続可能性、競争性、それから、ガバナンス体制の確保との観点を考慮して検討すべきであるということで、検討された結果が業務の効率化を図る必要性が特に高い地域となったと思えます。確かに効率化の観点は非常に重要だと思えますけれども、私

が懸念していますのは、競争性の観点というのもデジタル時代の放送政策のあり方検討会では特に打ち出されていまして、効率性の観点だけではなくて競争性の観点、特にハード事業者はハードとソフトが一体になりますので、そこで先ほど協議会という話がありましたけれども、民間事業者とNHKがいろいろ協議をするということになるかと思存しますので、そこはしっかり協力をしていくことが必要である一方、その競争性、これは二元体制下での競争ですけれども、そこもあわせてしっかり図っていくというの併せて重要だと思っております、そこを踏まえてデジタル放送検では競争性を特出しして、その点しっかり考慮してということになっていたかと思っておりますけれども、この辺りの考慮というのは、今回の改正に当たってどういった形でなされたのかというのを御教示いただければと思います。

○後白放送政策課企画官 その点につきましては、改正法というよりは、まさに今後の協議の過程において、きっちり配慮していかないといけないところと思っております。競争法の観点に抵触することがないように、どのような範囲で情報をシェアするのかということも含めて、きっちりとした形で対応していくことが今後の協議において必要なのかなと思っております。

○林委員 承知しました。総務省におかれましても、その点は御留意いただきながら、協議の進展を見守っていただければ非常にありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○林委員 はい。大丈夫です。

○笹瀬会長 ほかに委員の方、御質問よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、追加の質問等ございませんので、諮問第37号に関しましては、諮問のとおり認可することが適当であるという旨の答申を行います。どうもあ

りがとうございました。

以上で、情報流通行政局の議事を終了いたしますので、職員の方は御退室をお願いします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛てに提出をよろしく願いいたします。

次回の定例会の開催は、令和6年1月9日火曜日の朝10時からを予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。